

臨時教育研究評議会議事録（第9回）

日 時：平成16年12月2日（木） 15時10分～16時10分

場 所：事務局第一会議室

出席者：平山，猪内，進藤，齋藤，菊地，中嶋，高塚，星野，森，太田，山崎，雑賀
井上，砂山，望月，千葉，村上，長谷川，井山，馬場，木村，鈴木，内藤

議 題

1. 教員の懲戒に係る審査について

学長から，国立大学法人岩手大学職員懲戒規則第4条第2項の規定に基づき，農学部
教員 A の懲戒に係る審査について教育研究評議会へ付議するものである旨が述べら
れた。

次いで，職員課長から，「懲戒処分に係る教育研究評議会への付議について」が読み上
げられた後，懲戒処分の手続きについての説明に続き，太田農学部長から農学部セクシ
ュアル・ハラスメント対処特別委員会（農学部長，農学部評議員3名及び農学部女性職
員3名で構成）及び農学部教授会での審議状況について説明があった。

学長から，本件については国立大学法人岩手大学セクシュアル・ハラスメント防止規
則第2条第1号に該当する行為が認められ，国立大学法人岩手大学職員就業規則第45
条第1項第1号，第3号及び第7号の規定により，懲戒処分の審査が必要である旨の提
案があり，審議の結果，懲戒処分の審査に付することが了承された。

学長から，審議の進め方については，セクシュアル・ハラスメント防止委員会並びに
農学部セクシュアル・ハラスメント対処特別委員会による審議と農学部教授会での2回
の審議並びに A から農学部教授会への2度の陳述を尊重し判断したい旨が述べられ，
教育研究評議会としては特別調査委員会は設置しないことの提案があり，了承された。

以上の審議を踏まえ，学長から，国立大学法人岩手大学職員懲戒規則第5条に基づく
「審査説明書」（案）（席上配付資料）についての提案があった。

続いて，太田農学部長から農学部教授会での量定についての考え方について以下のと
おり説明があった。

A による一連の言動は国立大学法人岩手大学セクシュアル・ハラスメント防止規則第2条第1号に該当し、これらの言動により学生の人格権及び勉学環境を侵害し、健康障害の一因となっていると判断され、国立大学法人岩手大学職員就業規則第45条第1項第1号、第3号及び第7号に該当するものと解される。

以上の点につき、国立大学法人岩手大学職員懲戒規則第2条及び同規則別紙「懲戒処分標準例」1の(10)並びに平成13年、平成14年及び平成15年の「国立大学におけるセクシュアル・ハラスメントによる懲戒処分事案」を参考として総合的に判断した結果、停職 3月の処分とする内容とした。

審議において、懲戒処分標準例の内容・趣旨等を勘案して処分を決定する必要があること並びに相手の意に反して行った行為の認識の有無及び認識すべきであったか否か等を踏まえ量定の判断が必要であること、また、精神疾患に罹患したことは当該行為が一因であること等を勘案すれば停職 3月は妥当ではないかとの意見があった。

審議の結果、「審査説明書」（案）が了承された。

次いで、学長から、平成16年12月2日付けで本人に対し審査説明書を交付する旨が述べられ、12月16日の教育研究評議会で最終的な決定を行った後、記者会見を予定していること及び再発の防止策等について、検討したいことの付言があった。

懲戒に係る案件のため、配付資料中の「回収資料」表示資料については終了後回収した。

2. その他

なし

次回教育研究評議会の開催について

次回教育研究評議会は、12月16日（木）15時から開催することとした。